（地域協議会を組織した旨の公表）

第七条　法第三十一条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　地域協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、特定地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

別記様式第一（第４条関係）

特定緊急対策事業推進計画

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

特定地方公共団体の長の氏名　　印

首都直下地震対策特別措置法第24条第１項の規定に基づき、特定緊急対策事業推進計画について認定を申請します。

作成主体の名称：

1　特定緊急対策事業推進計画の区域

2　特定緊急対策事業推進計画の目標

3　目標を達成するために推進しようとする取組の内容

4　目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項

5　特定緊急対策事業ごとの特別の措置の内容

6　その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第二（第５条関係）

特定緊急対策事業推進計画の変更の認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

特定地方公共団体の長の氏名　　印

年　月　日付けで認定を受けた特定緊急対策事業推進計画について下記のとおり変更したいので、首都直下地震対策特別措置法第26条第１項の規定に基づき、変更の認定を申請します。

1　変更事項

2　変更事項の内容

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

省　令

○厚生労働省令第百三十五号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一項第一号の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

調理師法施行規則の一部を改正する省令

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「各教科科目」を「教育内容」に改める。

第六条を次のように改める。

（養成施設指定の基準）

第六条　調理師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一　教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

二　調理師養成施設の長は、専ら調理師養成施設の管理の任に当たることのできる者であつて、かつ、調理師の養成に適当であると認められるものであること。

三　教員の数は、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の三分の一以上が専任であること。

四　専任教員のうち一人以上は、法第八条の三第一項に規定する調理技術に関する審査（以下「技術審査」という。）に合格し第二十一条第一項の認定証書の交付を受けた者又は調理師であつて調理師免許取得後五年以上調理の業務若しくは調理実習について教育研究若しくは実地指導の経験を有する者であること。

五　別表第一に掲げる教育内容（調理実習及び総合調理実習を除く。）を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（以下この号において「大学等」という。）において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後二年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められるもの又は特殊な分野について教育上の能力があると認められるものであること。

六　調理実習又は総合調理実習を担当する教員は、技術審査に合格し第二十一条第一項の認定証書の交付を受けた者又は調理師であつて調理師免許取得後五年以上調理の業務若しくは調理実習について教育研究若しくは実地指導の経験を有する者であること。

七　同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業を講義により行う場合であつて、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられると認められる場合は、この限りでない。

八　校舎は、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び調理実習室並びに総合調理実習室、調理実習準備室、更衣室、図書室、教員室、事務室及び医務室を備えているものであること。

九　適当な広さの普通教室、調理実習室及び総合調理実習室を有すること。

十　教育上必要な機械及び器具を有すること。

十一　調理実習室及び総合調理実習室には、別表第三に掲げる機械、器具その他の備品が教育上必要な数以上備えられていること。

十二　調理実習又は総合調理実習を行うのに適当な飲食店等を実習施設として利用できること。

十三　入学料、授業料及び実習費は、それぞれ適当と認められる額であること。

十四　経営の方法は、適切かつ確実なものであること。

第十五条第一項中「法第八条の三第一項に規定する調理技術に関する審査（以下「技術審査」という。）」を「技術審査」に改める。別表第二を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

調理実習室	冷却用機器、加熱調理機器、調理台、流し、食器保管庫、調理実験器具並びにその他必要な調理実習用用具、器具及び設備
総合調理実習室	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられた集団給食の調理実習を行うための設備、冷却用機器、加熱調理機器、食器の洗浄及び消毒用機器、配膳及び配食用機器、調理台、流し、食器保管庫並びにその他必要な集団給食の調理実習用用具及び器具